

広島県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年一月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八二号

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
神石郡神石高原町大字坂瀬川五三一四番地先から 福山市加茂町字百谷三三四番一地先まで		新	旧	一三・八〇〇 六四・二〇〇	一、七四二・ 四〇	拡幅 一般国道三二 四号と重複
				一〇・三〇〇 四〇・五〇〇	一、七四二・ 四〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三一四号

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
福山市加茂町字百谷三三六一番一地先から 福山市駅家町大字服部本郷三四〇八番一地まで		新	旧	一三・八〇〇 六四・二〇〇	一、七四二・ 四〇	拡幅 一般国道二八 二号と重複
				一〇・三〇〇 四〇・五〇〇	一、七四二・ 四〇	